



# 諸外国における民事・行政 制裁金制度

# アメリカの民事制裁金制度の概要

- ▶ 執行機関 : 証券取引委員会 (SEC)
- ▶ 対象行為 : 連邦証券規制違反全般
- ▶ 手続き : SECが裁判所に申立て (全ての者に賦課可能) 又はSECが行政手続きで決定・賦課 (規制業者に賦課する場合)。

## 民事制裁金制度改正案

( 上院通過。下院で審議中 ( 委員会は通過 ) 。 )

行政手続きによる制裁金賦課の対象を規制業者に限らず、全ての違反者に拡大。

# 民事制裁金の賦課限度額 (アメリカ)

- 違反 1件につき、
  - 自然人 5千ドル (= 約60万円)
  - 法人 5万ドル (= 約600万円)
- 違反の重大性に応じて増額。
  - 自然人 5千ドル 5万ドル 10万ドル (= 約1千200万円)
  - 法人 5万ドル 25万ドル 50万ドル (= 約6000万円)

## 民事制裁金制度改正案

(上院通過。下院で審議中(委員会は通過)。)

最高額の引上げ 自然人 10万ドル 100万ドル  
法人 50万ドル 200万ドル

- 違法行為者の利得額が上記金額よりも大きい場合は、その額が上限となる  
(さらにインサイダー取引については、その3倍まで)

# 民事制裁金の算定方法 (アメリカ)

- 個別事案ごとに、違反の内容、深刻さの度合い、違反者の支払能力、違反者の協力度など様々な要因を総合的に勘案して決定される。刑事罰など他の制裁の状況も考慮。

## (高額な制裁金の例)

Citigroup, Inc. (2003年7月)

- ・ 違反行為 : 取引先企業の不正会計への関与
- ・ 賦課金額 : 5,750万ドル (= 約69億円)

投資銀行10社 (2002年12月)

- ・ 違反行為 : 投資銀行部門と調査部門の不当な連携
- ・ 賦課金額 : 4億8千7百万ドル (= 約584億円) [10社合計]

Xerox Corporation (2002年4月)

- ・ 違反行為 : 不正な情報開示
- ・ 賦課金額 : 1千万ドル (= 約12億円)

Hugo Salvador Villa Manzo他 (2002年3月)

- ・ 違反行為 : インサイダー取引
- ・ 賦課金額 : 約150万ドル (= 約1億8千万円)

[内訳 : 不当利得56万ドル + 期間利息10万ドル + 不当利得の1.5倍の制裁金]

Credit Suisse First Boston Corporation (2002年1月)

- ・ 違反行為 : 新規公開株式の不当な割当て
- ・ 賦課金額 : 3千万ドル (= 約36億円)

## 民事制裁と刑事罰との関係 (アメリカ)

- 同一の行為に関して、民事制裁と刑事罰を同時に課することが可能。
- 罰金や没収など刑事罰の状況を考慮しつつ、民事制裁金の賦課額は決定される。
- 「二重の危険 (double jeopardy)」との関係  
同一の行為に関して民事制裁金と刑事処分を課することは、二重の危険には当たらないとされている (1997年連邦最高裁判例)。

# イギリスの民事制裁金制度の概要 (Civil Financial Penalty)

▶ 執行機関 : 金融サービス機構 (FSA) による行政  
手続き

▶ 対象行為 : 市場不正行為 (インサイダー取引及び  
相場操縦)

規制業者による法令違反行為

証券発行者による上場ルール違反

# 民事制裁金の金額（イギリス）

## 1. 上限額

上限額の定めはなく、FSAの裁量で決定。

## 2. 算定方法

- 法令違反一般の場合は、違法行為の深刻さ、故意又は過失か、個人か法人か、得られた利益又は回避された損失、違法行為後の行動、過去の懲戒記録と法令遵守歴、過去の類似ケースでの賦課額、他の規制機関が取った行動等を総合的に考慮。
- 市場不正行為の場合は、上記に加えて以下の事項を考慮。
  - 行為者が自らの行動が市場不正行為に該当しないと信じていたかどうか
  - 行為者が市場不正行為を回避するための合理的な予防措置及び適正手続きを行使していたかどうか

(参考)

## 高額な民事制裁金の賦課事例 (イギリス)

- Lloyds TSB Bank plc (2003年9月)
  - ・ 違反内容 : 適合性原則違反
  - ・ 賦課金額 : 190万ポンド (= 約3億6千万円)
  
- ABN AMRO Equities (UK) Ltd. (2003年4月)
  - ・ 違反内容 : 不十分なコンプライアンス体制
  - ・ 賦課金額 : 90万ポンド (= 約1億7千万円)
  
- Credit Suisse First Boston Intl. (2002年12月)
  - ・ 違反内容 : 在日銀行子会社の日本における検査忌避等
  - ・ 賦課金額 : 400万ポンド (= 約7億6千万円)

## 民事制裁金と刑事罰の関係 (イギリス)

- 金融サービス市場法違反に対しては刑事罰あり。
- 民事制裁金賦課手続きと刑事手続きを並行して進めることが可能。
- ただし市場不正行為については、FSAの方針として、民事・刑事のいずれか一方の手続きを取ることとしている。

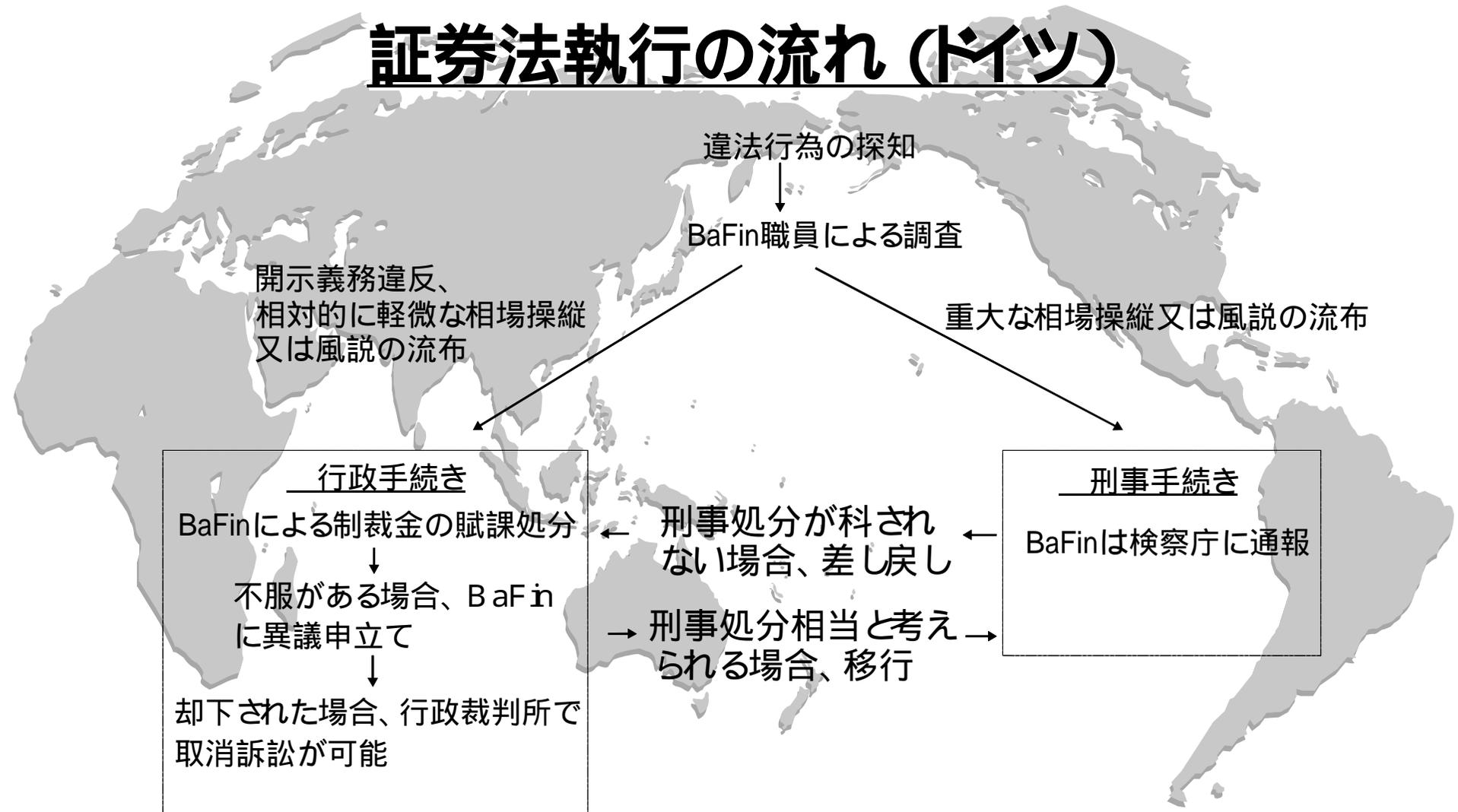
# ドイツの行政上の制裁金制度の概要

- 執行機関 : 連邦金融監督庁 (BaFin )
- 対象行為 : 相場操縦、風説の流布及び開示義務違反等
- Geldbusse (秩序違反行為に関する行政上の制裁金 )として規定
- 上限額  
行為類型に応じて上限設定  
(例) 相場操縦 : 150万ユーロ (= 約2億2百万円 )  
募集決定公告義務違反 : 100万ユーロ  
(= 約1億3千5百万円 )

## 行政制裁金と刑事罰の関係 (ドイツ)

- 相場操縦及び風説の流布は刑事罰及び行政制裁金（“秩序違反”）両方の対象。
- 刑事処分が科されないときは、当該行為に行政制裁金を課することができる。
  - 重大な違反に対しては刑事罰を、相対的に軽微な違反に対しては行政制裁金を適用。

# 証券法執行の流れ (ドイツ)



## フランスの行政制裁金制度の概要

- ▶ 執行機関 証券取引委員会 (COB )による行政手続き
- ▶ 対象行為
  - ・ 法令違反 (インサイダー取引、風説の流布等 )
  - ・ 以下の効果を有する、COB規則違反行為
    - 市場の機能を歪めること
    - 市場の通常の様相では得ることができなかつたであろう不当な利益を利得者に与えること
    - 投資者の情報及び取扱いの平等あるいは投資者の利益を侵害すること
    - 職業上の義務に反し、仲介行為により発行者及び投資家に利益を得しめること

## 行政制裁金の金額 (フランス)

### ➤ 上限額

150万ユーロ (= 約2億2百万円) 又は利得額の10倍

### ➤ 算定方法

制裁金の額は、犯された違反の重大性、違反による利得を踏まえて算定される。

## 行政制裁金と刑事罰の関係 (フランス)

- 行政制裁金と刑事罰は併課され得る。
- 同一の行為について、刑事罰の決定に先立ちCOBが行政制裁金賦課を決定した場合、判事は刑事罰の罰金にCOBの行政制裁金を充当するよう命令できる。
- 行政当局及び司法当局は均衡のとれた刑罰の原則に留意すべきであり、罰金及び行政制裁金の総額がいずれかの上限金額を超えない旨を、憲法院が判示。